

聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程

制定 平成20年4月 1日

改正 平成29年3月23日

(目的)

第1条 この規程は、聖徳大学及び聖徳大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究活動に係る行動規範に基づき、研究活動における不正行為の防止について、実施体制を定め、それを適正に管理・運営することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 研究活動における不正行為の防止については、関係法令及びこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

2 この規程は、本学における研究活動及びそれに関連する業務に従事する全ての者（以下「研究者等」という。）に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）とは、研究活動の過程における、以下に該当する行為をいう。

- ア 捏造 存在しないデータ及び研究成果等を作成すること
- イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析、解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること
- エ 研究費の不正使用
研究費を不適切に請求・執行すること
- オ その他、「聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る行動規範」、本学諸規程を含む関係法令等に反する行為

(最高管理責任者)

第4条 本学における研究活動及びそれに関連する業務の運営・管理に関する最高管理責任者は、学長とする。

- 2 最高管理責任者は、不正防止計画の策定及び周知を行うとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究活動及びそれに関連する業務の運営・管理を行えるようリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 不正防止計画の策定・実施に関し必要な事項は、別に定める。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動及びそれに関連する業務の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、副学長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、本学全体の具体的研究活動及びそれに関連する業務における不正行為の防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を最高管理責任者へ報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス副責任者)

第6条 研究活動及びそれに関連する業務の運営・管理を適切に行うため、次の各号に掲げる部署（以下「部署等」という。）にコンプライアンス推進責任者を置く。

(1) 大学の各学部

(2) 短期大学の各学科及び専攻科

(3) 大学院の各研究科

(4) 各研究所、相談所及びセンター

2 コンプライアンス推進責任者は、部署等の長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、管理監督又は指導する部署等内における不正行為の防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を統括管理責任者へ報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、管理監督又は指導する部署等内の全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

5 コンプライアンス推進責任者は、管理監督又は指導する部署等において、構成員が研究活動及びそれに関連する業務の管理・執行を適切に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善・指導を行うものとする。

6 大学の各学部には、コンプライアンス推進責任者を補佐するコンプライアンス推進副責任者を置き、当該学科の学科長をもって充てるものとする。ただし、学部長と学科長が同一の者である場合には、コンプライアンス推進副責任者を置かないものとする。

(研究倫理教育責任者及び研究倫理副責任者)

第7条 研究者等に求められる倫理規範を修得等させる研究倫理教育を確実に実施するため、前条第1項に掲げる部署等に研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、コンプライアンス推進責任者をもって充てる。

3 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、管理監督又は指導する部署等内の全ての構成員に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。

4 大学の各学部には、研究倫理教育責任者を補佐する研究倫理教育副責任者を置き、当該学科の学科長をもって充てるものとする。ただし、学部長と学科長が同一の者である場合には、研究倫理教育副責任者を置かないものとする。

(研究データの保存、管理、開示の義務)

第8条 研究者等は、万一不正行為の疑いを受けた場合に、その自己防衛に資することのみ

ならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有するために研究データを開示できるように、研究データを保存（各研究分野の特性に応じ合理的な期間とするが、研究成果の発表後5年をめどとする）し、適切に管理することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保する。

（相談窓口等の設置）

第9条 本学における研究活動及びそれに関連する業務に係る事務手続等を明確かつ統一的な運用を行うため、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、教育研究推進部知財戦略課とする。

3 相談窓口は、学内外からの問い合わせに対する適切な対応と効率的な研究遂行に資する支援に努めるものとする。

（通報窓口の設置）

第10条 本学における研究活動に係る不正行為についての通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

2 通報窓口は次のとおりとする。

通報窓口 : 総務部総務課

所在地 : 千葉県松戸市岩瀬550 聖徳大学・聖徳大学短期大学部 8号館5階

電話番号 : 047-365-1111

FAX番号 : 047-363-1401

電子メール : kenkatsu@seitoku.ac.jp

（通報）

第11条 不正行為の通報に関し必要な事項は、別に定める。

（モニタリング及び内部監査）

第12条 最高管理責任者は、研究活動及びそれに関連する業務の適正な運営・管理を徹底するため、関係する研究者及び職員に対し、コンプライアンス推進責任者並びに財務調整課によるモニタリング及び、内部監査を実施する。

（監事及び会計監査人との連携）

第13条 コンプライアンス推進責任者並びに財務調整課は、内部監査の実施に際し、本学常勤監事及び学外の公認会計士と連携し、実効性のあるモニタリングに努める。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年3月25日から施行する。

附則

この規程は平成29年3月23日に施行する。